

# 65 農林業の収益性向上に向けた攻めの農業の推進について

【農林水産省】

## 【提案・要望】

- 1 新たな販路開拓による生産の維持拡大や農業者の所得向上のため、本県産の高品質で安全な農畜産物の輸出に関して以下の支援を行うこと
  - (1) 農畜産物の輸出拡大に向けて、諸外国の輸入検疫条件の緩和に向けた働きかけを強化すること
  - (2) 特に、条件が厳しい中国に対して、イチゴ、柑橘や牛肉など輸入品目拡大を働きかけること
- 2 農林水産物等の地域資源を利用した地域内流通拠点の整備や6次産業化等に関して以下の支援を行うこと
  - (1) 食品加工や観光分野等との連携による地域経済循環を促進するため、地域資源を活用した交流人口の拡大に向けた受入体制整備等への支援について強化すること
  - (2) 農林業者等の6次産業化の推進と計画達成に向け、必要な予算の確保を図ること

## 【本県の現状・課題等】

### 1 農畜産物の輸出促進

本県は、香港、シンガポール等植物検疫条件が緩やかな国への輸出が主体であり、輸出拡大に向けて海外商談会への参加や現地バイヤーの産地招へい、量販店等でのフェア開催などに取り組んでおり、農畜産物の輸出額は順調に拡大している。

しかしながら、周辺アジア諸国では規制のハードルが高く、特に中国は、GDPが世界2位で富裕層も多く、購入意欲も高いなど有望な輸出相手国であるものの、輸出可能な青果物はナシ・リンゴ、緑茶に限られ、主要畜産物である和牛についてもBSE等の影響により輸入が禁止されているため、本県農畜産物の輸出拡大が難しい状況にある。

### 2 地域内流通拠点の整備や6次産業化の推進

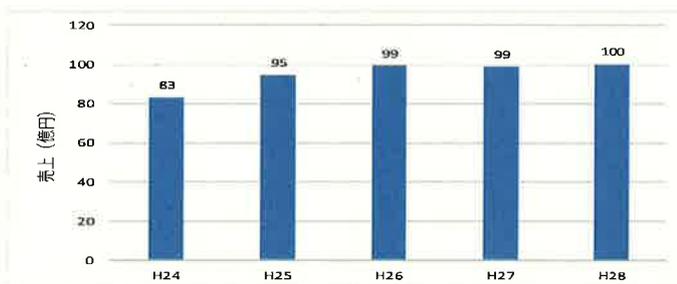
農産物直売所は、中山間地域など一定の産地規模が形成困難な地域や、担い手が不在な地域において、稼ぐ仕組みを構築する上で重要な役割を果たしており、グリーン・ツーリズム等の地域情報発信拠点としてさらに活性化を図る必要がある。そのため、集客の促進及び販路拡大等への対応に向けた、より一層の取組が必要である。

また、農林漁業の所得向上のため、地域資源を活用した6次産業化の取組を推進することが重要である。6次産業化認定事業者数は着実に増加しており、現在35事業者（平成30年3月末現在）となっているが、今後、認定事業者の計画実現に向けて、専門家等の派遣による事業のブラッシュアップや課題解決がさらに重要となってくるため、6次産業化サポートセンター運営に係る十分な予算の確保が必要である。

<六次産業化法に基づく年度別認定数> (H30.3月末現在)

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	計
農林関係	3	7	6	4	3	1	2	26
水産関係	2	2	0	4	1	0	0	9
合計	5	9	6	8	4	1	2	35

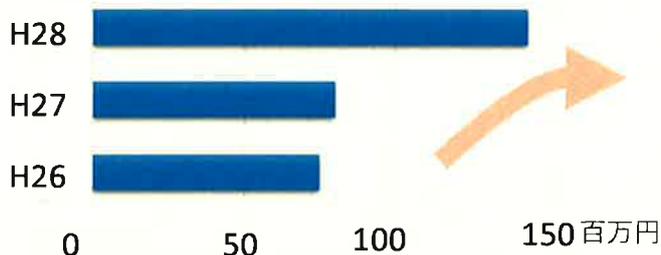
●長崎県農産物直売所の  
売上額の推移



●伸びている長崎県農畜産物輸出



<長崎県農畜産物輸出額の推移>



●6次産業化の推進による商品開発の実現 (五島ワイナリー)

開発した新商品



6次化補助金で整備  
した醸造施設



【提案・要望実現の効果】

(農畜産物の輸出促進)

植物検疫条件の緩和・撤廃へ向けた取組を進めることにより、中国を含むアジアの新興国向けへの輸出が拡大、新たな需要が生まれ、更なる輸出拡大が期待できる。

(地域内流通や6次産業化の推進)

本県の多様な農産物や豊かな自然などの地域資源を活かした農山村地域における交流人口の拡大や、直売所を核とした地域内流通拠点の整備を図ることで、農山村地域全体で稼ぐ仕組みづくりが構築される。

農山漁村において地域資源を活用した6次産業化が進むことにより、新商品開発や新たなビジネスが展開され、農林事業者の経営が多角化し、地域農業の活性化が図られる。

## 66 経営感覚に優れた次代の農林業の担い手の確保・育成について

【農林水産省】

### 【提案・要望】

- 1 新規就農者・就業者を農村に呼び込み、地域農業の担い手として早期に定着させることで、基幹産業である農業を力強い産業に育てるため、以下の支援を行うこと
  - (1) 新規就農・就業に伴うリスクを軽減し、円滑な経営確立に資するため、「強い農業づくり交付金」等の施設整備事業において、新規就農・就業者向けの予算枠を創設・確保すること
  - (2) 農業次世代人材投資事業について、必要な予算を確保するとともに、親元で親と同じ作目で就農する者であっても、新たに規模拡大し設備投資を図るなど、農外からの就農者と同等のリスクを抱えるような場合は、支援の対象となるよう制度の拡充を行うこと
  - (3) 本県のように西端で中山間地や離島など条件に恵まれない地域では、担い手の減少が著しいことから、新規就農者の確保のため幅広い年齢層にも資金の交付を可能とするよう交付対象年齢の緩和を行うこと
- 2 地域に構築された労力支援システムを補完し、雇用労力を必要とする経営体への登録人材の派遣や人材育成等を総合的に行う農業サービス事業体の円滑な運営に必要な住居の確保や研修用ハウスの整備に対する支援策を講じること
- 3 森林資源が利用期を迎え、木材生産の増加が見込まれる中、新たな林業の担い手の確保のため、「林業・木材産業成長産業化促進対策」等について、新規就業時の初期投資費用を支援の対象とするよう制度の拡充を行うこと

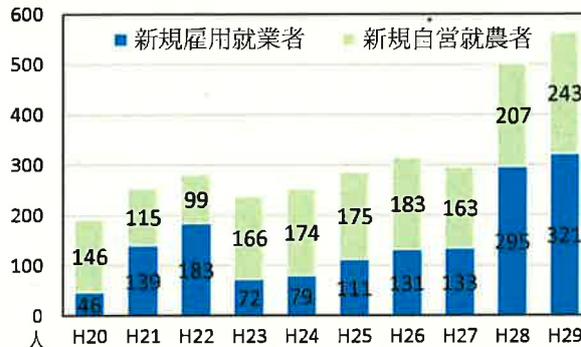
### 【本県の現状・課題等】

- 1 新規就農者・就業者の確保と早期定着に向けて  
新規参入者及び親と同じ作目で新たに設備投資などを伴い就農する者の場合、必要な設備等に多額の投資を要することが就農阻害の一因であり、現施策では、新規就農者の大きな割合を占める農家子弟が支援を受けられない場合があり、不公平感が生じている。  
また、離島や中山間地の農業従事者や担い手が大きく減少しており、地域の基幹産業である農業を維持、強化を図るためには、年齢にとらわれず、意欲ある新規就農者を確保することが必要である。
- 2 就労希望者住居の確保や研修用ハウスの整備  
本県では、JA生産部会や農協等と連携し、受入団体等登録制度の充実・強化対策として就農に必要な情報発信内容の強化と技術研修等の取組により新規就農者の増大を図っている。  
認定農業者等が必要とする労力の提供を目的として、国家戦略特区農業支援外国人受入事業の特定機関となる農業サービス事業体の設立を目指しているが、就労する人材の住居や技術習得に必要な研修用ハウス等の整備が必要となっている。
- 3 新規就業時の初期投資に係る経費支援  
林業の新規就業者は、立木伐採や丸太運搬等の危険を伴う作業が多く、一般的に技術を取得し、一人前の技術者になるまで3年以上の期間が必要で、資格取得とそのための旅費等の経費やチェーンソー等の機材購入費用の負担が大きい状況である。

●基幹的農業従事者数の推移



●長崎県の新規就農・就業者数の推移



**500人/年の新規就農・就業者の確保  
⇒ 農業生産力の維持、増進**

●林業新規就業時の初期投資の例

諸機材項目	金額 (円)
チェーンソー	100,000
下刈り機	70,000
安全靴	30,000
安全パンツ	22,000
ヘルメット	21,000
合計	243,000

資格取得等	金額 (円)
チェーンソー・刈払い機	20,000
車両系建設機械運転技能・玉掛け資格	48,000
小型移動式クレーン運転技能資格	24,000
不正地運搬車運転技能資格	28,000
はい積み作業技能資格	12,000
機械集材装置運転技能資格	24,000
合計	156,000

●目指す素材生産と担い手



【提案・要望実現の効果】

(新規就農者・就業者の確保と早期定着に向けて)

新規就農・就業時のリスクの軽減及び所得の確保等により、円滑に経営確立が図られることで、本県が取り組んでいる農家子弟の着実な就農及び農外・県外の就農希望者を呼び込む取組が効果的に働き、本県の新規就農者・就業者数の増大が図られる。また、投資リスクの軽減と所得確保は全国共通の課題であり、国が目指している新規就農し、定着する青年農業者の増大にも大きく貢献することができる。

(就労希望者住居の確保や研修用ハウスの整備)

不足する労力を需要量に応じて供給するシステムを構築することで、経営規模拡大を円滑に進め、農業所得の向上に寄与できる。

(新規就業時の初期投資に係る経費支援)

林業新規就業者を確保、育成することで、地域森林資源の有効利用と公益的機能の維持が図られ、併せて林業事業体の体質強化により、地域の林業成長産業化につながる。さらに運送業・建設業・機械販売・燃料供給業・製材加工業など関連産業で多様な雇用創出が可能となる。

## 67 農協改革について

【農林水産省】

### 【提案・要望】

農協改革の実施にあたっては、以下に十分留意して対応すること

- 1 准組合員の組合事業利用に関する規制のあり方にかかる検討に当っては、農協が地域インフラとして重要な役割を担っていること及び総合事業により財務基盤の安定が図られている実態に十分配慮すること
- 2 県農協中央会については、連合会移行後においても移行前と同様の事業を行い、組織として公益法人と同様の性格を継続して有することを踏まえ、引き続き非課税措置が適用されるよう配慮すること

### 【本県の現状・課題等】

- 1 准組合員の組合事業利用に関する規制のあり方  
農協は、農家組合員の農業所得の増大を図るため営農指導や販売事業・購買事業などの経済事業等を行っているが、収益的には赤字であり、信用事業・共済事業の収益でこれを補っている。  
しかしながら、これらの事業は、准組合員の利用割合が一定の量を占めていることから、准組合員の利用制限が導入された場合、農協運営が成り立たなくなるとともに、地域農業・農山村の維持・活性化にも支障を及ぼす恐れがある。
- 2 県農協中央会の連合会移行後の非課税措置継続  
中央会は、従来から会員組合の組織、事業及び経営の指導など、組合の健全な発展のために事業を行ってきたところである。仮に連合会に移行したことにより、非課税措置の適用がなくなれば、これまで中央会として行ってきた事業に支障をきたすこととなり、ひいてはその影響が会員組合にまで波及する恐れがある。

### ●地域インフラとしての役割



【Aコープでの農産物の販売】



【農協の窓口業務】

<平成28年度総合農協部門別損益状況> (経常利益ベース)

		(百万円)
信用事業	1,	855
共済事業	2,	471
経済事業等		954
営農指導事業	▲1,	918
経常利益	3,	362

<長崎県における組合員数の状況> (平成28年度末現在)

組合員総数	147,	741人
正組合員	52,	244人 (35.4%)
准組合員	95,	497人 (64.6%)

<組織変更 (連合会への移行) による税務上の影響>

税 目		農協中央会	連 合 会
国 税	所得税	利子・配当等非課税	利子・配当等課税
	法人税	収益事業のみ課税	全所得課税
	印紙税	非課税	課税
地 方 税	法人住民税	均等割は非課税	課税
	事業税	収益事業のみ課税	全所得課税
	固定資産税	課税 (所有・自己使用の 事務所倉庫は非課税)	課税 (所有・自己使用の 事務所倉庫は非課税)

※現状において、農協中央会は、法令により公益法人等としての非課税措置が適用されていたが、連合会については非課税措置の適用がなされていない。

## 68 日本型直接支払制度による農業・農山村の自然循環機能の維持増進について

【農林水産省】

### 【提案・要望】

日本型直接支払の法制化に伴い、中山間地域等直接支払交付金、多面的機能支払交付金、環境保全型農業直接支払交付金を継続的な制度として推進を図るため、地方自治体が必要とする推進事務費を含め、必要な予算を確保すること

また、事業期間内(平成27年度～31年度)の内容の大幅な変更(要件、取組内容の縮小)を行わないこと

### 【本県の現状・課題等】

市町と連携し、課題となっている事務負担の軽減に効果的な組織の広域化を推進し、交付金制度の継続取組及び取組面積の拡大を図っている。

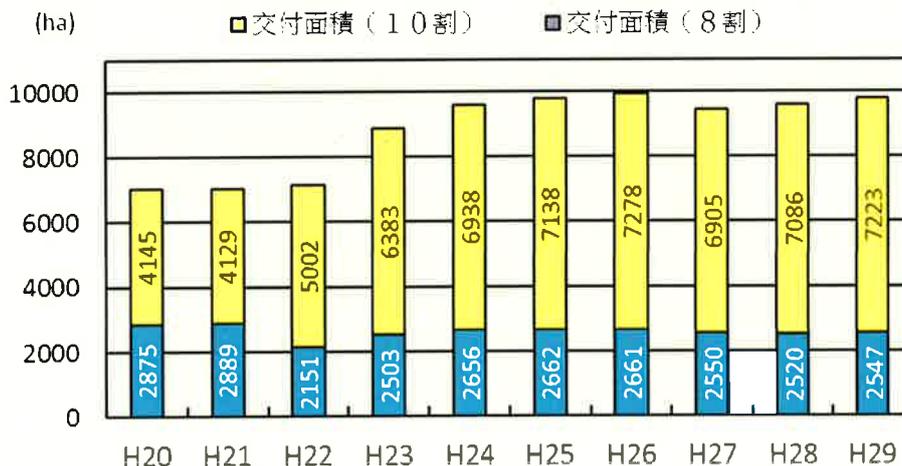
環境保全型農業直接支払交付金の取組は、地域特認取組である総合的病虫害・雑草管理(IPM)が56%、全国共通取組である堆肥施用27%、カバークロープ11%である。

「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」が平成27年4月に施行され、日本型直接支払制度は、法に基づく安定的な制度として運用されており、離島、半島など条件不利地を多く抱える本県において、本制度は、地域の共同取組活動の増加、荒廃農地化の防止、多面的機能の維持・発揮等に多大な効果をもたらしている。

しかしながら、関連推進事業予算の減額と併せて、多面的機能支払交付金については資源向上活動(長寿命化)に係る予算が不足しているため、地域が望む活動が十分に実施できない状況であり、事業推進の大きな支障となっている。

また、平成30年度に「国際水準GAPの実践」の要件追加や、複数取組の廃止、全国共通取組への優先配分を行うなどの事業期間途中で大きな要件変更が行われたため、生産者は当該交付金にかかる、事業計画の大幅な見直しを余儀なくされており、取組推進の支障となっている。

中山間地域等直接支払交付面積の推移



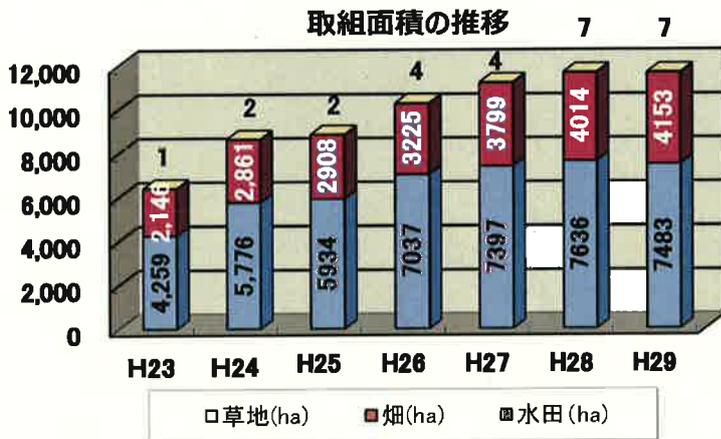
●多面的機能支払交付金の取組（北松浦郡 小値賀町）



<町農地保全広域協定運営委員会の設立>  
●広域化と農業関連施設の長寿命化への取組



長崎県の資源向上支払（施設長寿命化）



【取組の成果】

- ・施設の継続した維持管理体制の確立
- ・農家負担を軽減しながら、施設の長寿命化を実現

●環境保全型農業直接支払交付金の取組



【提案・要望実現の効果】

離島・中山間地域において、農林業は地域の重要な基幹産業であり、農山村は国土保全、水源かん養、自然環境保全、景観形成等の多面的機能を有するとともに、農林業を営む者の生活の場所となっている。環境に配慮した農業に取り組みながら、これら農山村が持つ多面的機能の保全・継承を進めることで、離島・中山間地域における集落の維持が期待される。

## 69 鳥獣被害防止対策の強化について

【農林水産省、環境省、防衛省、警察庁】

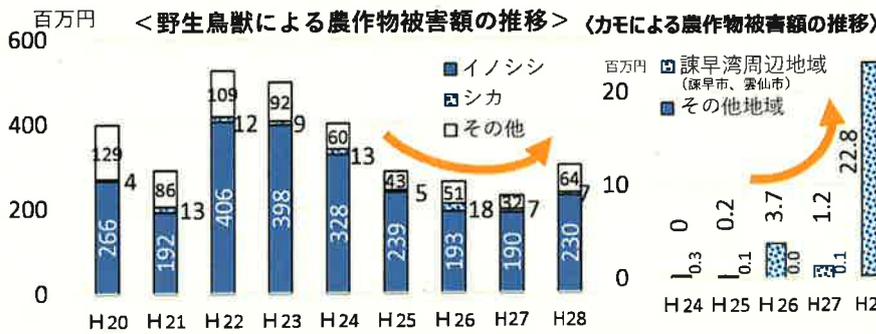
### 【提案・要望】

農山村における野生動物による農林業被害、生態系被害対策として以下の支援を行うこと

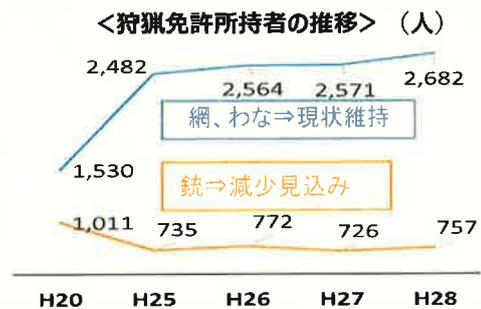
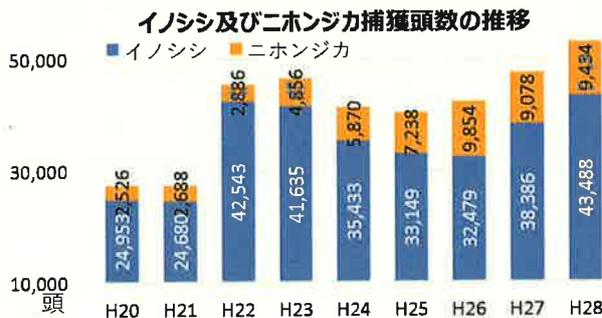
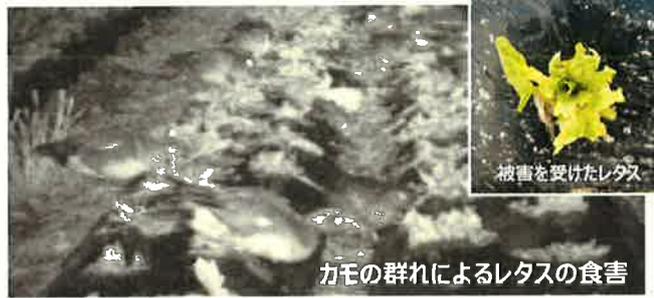
- 1 鳥獣被害防止総合対策交付金（農林水産省）及び指定管理鳥獣捕獲等事業交付金（環境省）について十分な予算を確保すること
- 2 イノシシによる農作物等の被害防止対策を効果的に実施するため、国において生態や生息数の把握や予測手法等に係る研究を進めること  
また、近年、県下で被害が拡大しているカモの生態や新たな被害防止対策等の研究を進めること
- 3 省庁間連携による野生動物の市街地出没対策を強化し、人身事故発生防止策を講じること
- 4 自衛官・警察官OBの、銃器の取り扱い経験が豊富な人材を捕獲の担い手として活用するため、銃刀法における射撃実技の省略及び在職中の狩猟免許受験時の職務専念義務を免じる制度改正を行うこと
- 5 国内希少野生動物種ツシマヤマネコの保護を図るべき対馬や生物多様性の確保に重要な国立公園の保全が必要な地域においては、国が捕獲事業を実施し、野生動物の適切な管理を図ること

### 【本県の現状・課題等】

- ・ 県単独事業による捕獲者の育成・確保や捕獲報奨金制度等により、地域での捕獲の態勢強化を図っており、ニホンジカにおいては、生息調査や捕獲事業者による広域的かつ集中的な捕獲活動を実施。
  - ・ 野生鳥獣の市街地出没への対応マニュアルを作成し、各地域協議会で体制整備。
  - ・ 捕獲の担い手確保のため、狩猟免許を有しない従事者容認事業（旧1303特区制度の活用）により地域の捕獲体制を整備。
  - ・ 壱岐対馬国立公園対馬地区において指定管理鳥獣捕獲等交付金を活用したニホンジカの捕獲を行い、対馬の重要な資源である希少植物等を保護。
- 1 被害対策交付金の予算確保  
本県では、イノシシ、ニホンジカを合わせた捕獲頭数が5万頭を超え、加えて近年、諫早湾周辺地域を中心に県内で農作物被害が拡大しているカモにおいて、捕獲経費、実証試験費等への要望に対して予算配分が不足している。また、環境省の交付金についても予算が十分ではなく、限定的なエリアでの実施に限られている。
  - 2 イノシシの生態や生息数予測及びカモの生態、被害防止技術等の研究の推進  
イノシシの行動パターンや生息頭数の把握など、生態についての基本的なデータや予測手法が不足しているため、被害防止に効果的な加害個体の捕獲や、生息頭数の低減につながる捕獲目標の設定に苦慮している。  
また、カモについて農作物を加害する種類や行動範囲など生態に不明な点があるとともに、被害防止技術も十分確立できていないため、有効的な被害防止対策が実行できない。
  - 3 市街地対策の強化  
中山間地域が多い本県では、野生動物の生息域と市街地が近接しているため、イノシシの出没による人身事故等の生活環境被害が依然問題となっている。
  - 4 捕獲の担い手対策  
捕獲対策を進める狩猟免許所持者のうち、わな猟免許所持者は農業者を中心に一定確保されているものの、鳥類対策、くくりわなでの止め刺し等に必要ない銃猟免許所持者は高齢化等により今後減少が見込まれる。
  - 5 ツシマヤマネコの保護区内での捕獲対策  
ツシマヤマネコの生息地域や国立公園において、ニホンジカの食害による植生の減少等により動植物の生育環境悪化が進行している。



●平成29年10月 市街地出没関連新聞記事



【提案・要望実現の効果】

(被害対策交付金の予算確保)

継続的に捕獲の強化を図ることにより、広域かつ効果的な捕獲活動の実施が可能となり、イノシシ・ニホンジカの生息数の低減と農作物被害の軽減が図られる。

また、特にカモによる被害が増加している諫早湾周辺地域において、モデル的に被害防止対策の実証試験を実施することにより、県下各地のカモによる農作物被害の軽減が図られる。

(イノシシの生態や生息数予測及びカモの生態、被害防止技術等の研究の推進)

イノシシの生態を踏まえた、加害個体の効率的な捕獲や捕獲数の目標設定が可能となり、被害防止対策の効率化と被害の低減が図られる。

また、カモに対する効果的な被害対策が可能となり、カモによる農作物被害の軽減が図られる。

(市街地対策の強化)

市街地への出没に対する対応方針を明示するとともに、市街地における防護対策を実施することで、人身事故等の未然防止による市民生活の安全が図られる。

(捕獲の担い手対策)

自衛官・警察官OBの在職中の免許取得および在職中の免許取得を促進することにより、警備会社等による狩猟免許所持者の雇用を容易にし、有害鳥獣の捕獲対策に一定の組織体制を持つ企業の参入とその後の活発な事業展開が可能となる。

(ツシマヤマネコの保護区内での捕獲対策)

ニホンジカの捕獲の推進により生態系被害が軽減され、国による捕獲事業の実施によりツシマヤマネコの生息地や国立公園の景観及び生物多様性の保全が促進される。

## 70 林業公社に対する支援制度の拡充について

【総務省、財務省、農林水産省】

### 【提案・要望】

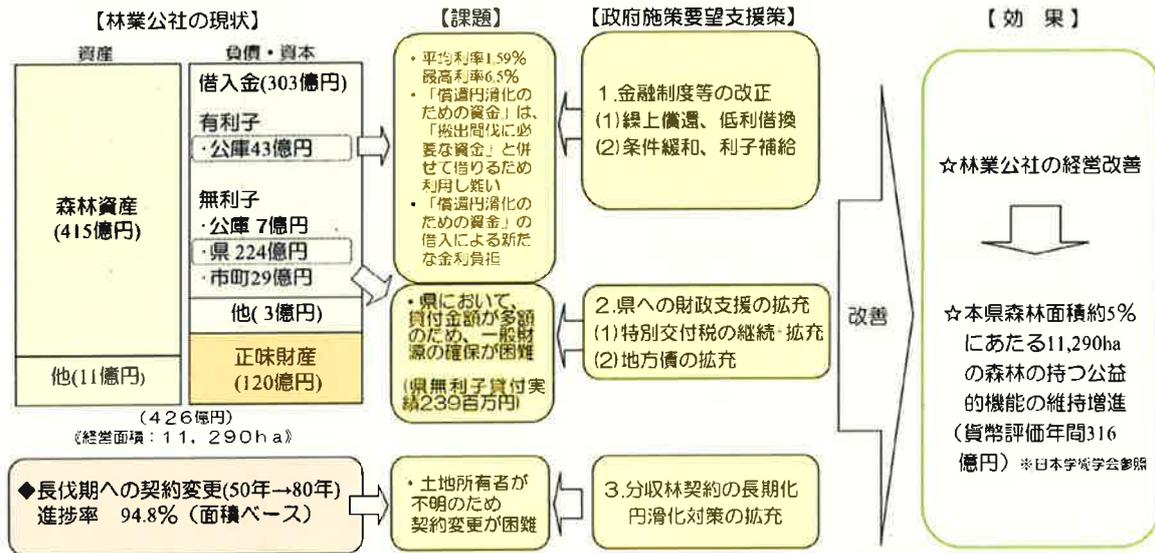
林業公社の木材取扱量は本県が最も多く、林業公社の経営健全化を図ることが林業・木材産業全体の発展につながるため、以下の支援を行うこと

- 1 日本政策金融公庫の融資制度等を改正すること
  - (1) 高金利の貸付金に対する任意繰上償還制度または低利借換制度を創設すること
  - (2) 利用間伐推進資金の貸与条件の緩和と償還円滑化のための資金に対する国による利子補給制度を創設すること
- 2 長伐期施業のための分収林契約変更の円滑化対策を拡充すること
- 3 森林整備法人の経営安定化等を図る地方公共団体への財政支援を拡充すること
  - (1) 現行の特別交付税措置を継続するとともに措置率を引き上げること
  - (2) 起債要件を緩和し、県の無利子貸付金を起債制度の対象とすること

### 【本県の現状・課題等】

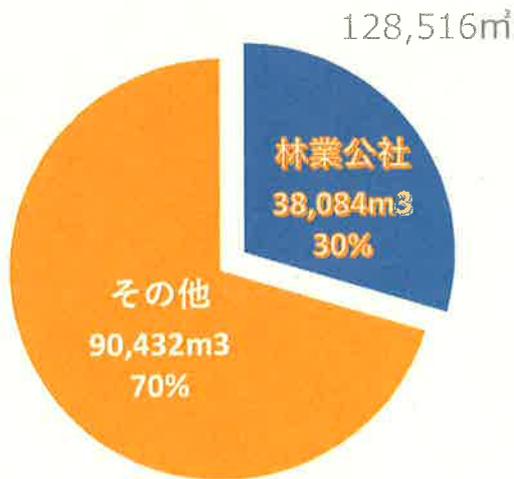
- 1 日本政策金融公庫からの融資残  
公庫からの高金利（最高利率6.5%）の借入金も現在も多く残っており、その金利負担が経営を圧迫している中、「利用間伐推進資金」のうち「償還円滑化のための資金」は、「利用間伐に必要な資金」と併せて借りる必要があることから、円滑な資金活用の支障となっている。
- 2 分収林契約変更の円滑化対策  
長伐期施業への移行を推進しているが、消息不明の土地所有者が存在するため、分収林契約の期間延長に係る相続登記手続き等が非常に困難な状況となっている。
- 3 森林整備法人の経営安定化等を図る地方公共団体への財政支援  
県が林業公社の経営安定化のために行う無利子貸付金及び利子助成金については、今後とも継続するとともに措置率の引上げが必要である。  
また、「林業公社に係る転貸債の取り扱いについて」（総務省）によると、本県の無利子貸付金は起債の対象とならないことから、起債要件の緩和が必要である。

## ○ 林業公社の現状と支援策



## ○ 県の木材生産の中心を担う林業公社

平成28年度 長崎県の木材の生産量



### 【提案・要望実現の効果】

(林業公社の経営改善)

金利負担軽減、分収林契約変更の円滑化等の支援により経営改善を図ることが期待される。

(森林の持つ公益的機能の維持増進)

林業公社の行う森林の造成等は、森林所有者による森林の整備が困難な地域において分収林契約により森林整備を推進し、木材の安定供給にとどまらず、水源涵養、土砂災害防止、二酸化炭素吸収など森林の公益的機能発揮の維持増進を行なうものであり、林業公社の経営支援によりその促進が図られる。

## 71 まちづくり事業の推進について

【国土交通省】

### 【提案・要望】

まちづくり事業の推進のため、予算の確保を要望する

- 1 住宅市街地総合整備事業・市街地再開発事業及び土地区画整理事業の促進を図ること
- 2 公営住宅整備事業及び公営住宅ストック総合改善事業の促進を図ること

### 【本県の現状・課題等】

#### <斜面市街地・低利用地の整備>

- ・住宅市街地総合整備事業・市街地再開発事業及び土地区画整理事業の促進

本県の多くの地域では、斜面市街地が形成され、厳しい土地条件になっており、この斜面市街地には老朽建築物等が密集し、防災上、居住環境上多くの問題を抱えている。

また、限られた平地部分には、無秩序な市街化が進展したり、老朽化した低層の商業施設等が密集しており、効率的な土地利用がなされておらず、市街地としての魅力が低迷しつつあるため整備が必要である。

#### <公営住宅ストックの改善>

- ・公営住宅整備事業及び公営住宅ストック総合改善事業の促進

本県の公営住宅は昭和40年代から50年代にかけて建設されたストックが多く、これらの住宅は経年劣化や現代の住生活ニーズに対応できておらず、良質な住環境とは言い難い状況である。

低所得者層が安定した生活を営むためには、良質な住宅ストックへの更新及び改善を行い、良好な住環境を形成する必要がある。

このため、各事業主体において策定した公営住宅等長寿命化計画等に基づき、県営住宅と市町営住宅の役割分担を勘案しながら、建替・改善の手法を的確に見極め、事業を計画的に進めている。

住宅市街地総合整備事業  
(矢岳・今福地区・佐世保市)



事業後



市街地再開発事業  
(新大工町地区:長崎市)



市街地再開発事業  
(諫早駅東地区:諫早市)



土地区画整理事業  
(長崎駅周辺地区:長崎市)



公営住宅整備事業  
(県営深堀団地:長崎市)



## 【提案・要望実現の効果】

### (項目1)

#### ・住宅市街地総合整備事業・市街地再開発事業及び土地区画整理事業の促進

- 住宅市街地総合整備事業について11地区の整備が行われ、斜面密集市街地における、公共施設の整備等により、防災性が高まり、利便性も高まることから、住環境が改善し、地区の定住促進が図られる。

長崎市 (江平地区、稲佐・朝日地区、北大浦地区、南大浦地区、水の浦地区、立神地区、立山地区)

佐世保市 (矢岳・今福地区、戸尾・松川地区、福田・中通地区、東山地区)

- 市街地再開発事業について3地区の整備を推進しており、中心市街地の活性化が図られる。

長崎市 (新大工町地区、浜町地区)

諫早市 (諫早駅東地区)

- 土地区画整理事業について6地区の整備が行われ、道路等の公共施設の整備改善や宅地の利用促進が図られる。

### (項目2)

#### ・公営住宅整備事業及び公営住宅ストック総合改善事業の促進

- 住宅の耐震化や高齢者対応を図ることにより、安全安心で良質な住環境が整備され、低額所得者の居住の安定確保が図られる。

## 72 義務教育に係る教職員定数の改善と確実な財源保障について

【文部科学省】

### 【提案・要望】

義務教育に係る新たな教職員定数改善計画の速やかな策定を図るとともに、確実に必要な財源を確保すること

- (1) 学校が直面する様々な教育課題を解決し、きめ細かな指導による質の高い教育に長期的・安定的に取り組むとともに、教職員の長時間勤務の改善のためにも、新たな教職員定数改善計画を早期に策定し、着実に実施すること
- (2) 教育水準に地域間格差が生じないよう、義務教育費国庫負担金と地方交付税による調整機能により財源を確保すること

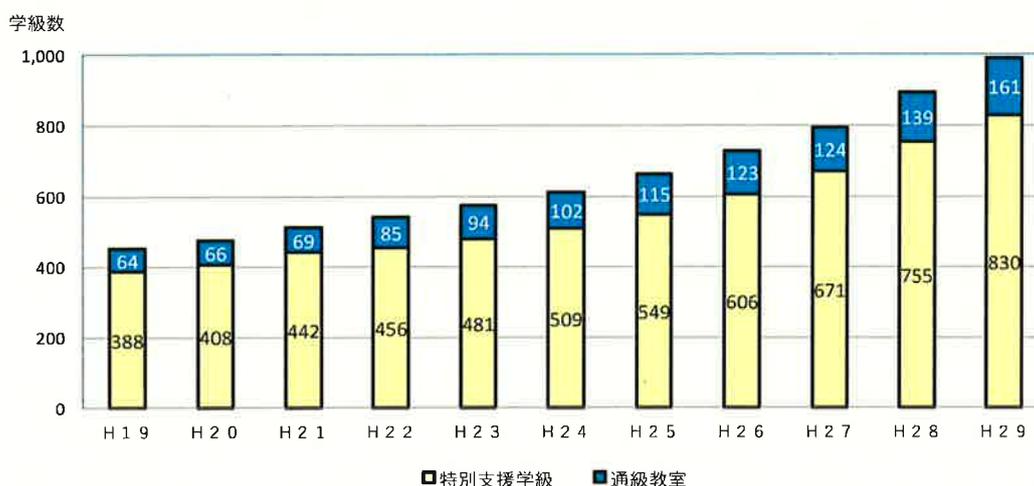
### 【本県の現状・課題等】

- (1) 近年、教育を取り巻く環境は大きく変化し、家庭や地域の教育力の低下、不登校・暴力行為の増加などにより、教職員の対応すべき課題も複雑・多様化しており、多忙化の要因にもなっている。  
 このような中、特別な支援を要する子どもが増え、特別支援学級数及び通級指導教室数が増加しており、今後もさらに増加する見込みである。  
 また、いじめや不登校など各学校が抱える個別の教育課題に対応するための加配定数は年度ごとに措置されているものの、教育課題に長期的・安定的に対応するためには、新たな計画に基づく定数改善が必要である。
- (2) 国による義務教育費国庫負担金とともに地方交付税の財源調整機能も含めた財源措置により、離島や過疎地域のへき地学校が、県全体の約3割を占める本県においても、国が保障する一定の教育水準の確保が保たれている。

#### (本県の取組)

教職員の安定的・計画的な採用等を行うために、平成29年3月に義務標準法が改正され、加配定数の一部が基礎定数化されたところであるが、通級指導等の個別の教育課題に対応するために、県単独による定数により教職員を配置している。

○本県の特別支援学級数及び通級指導教室数の推移



## ○国の定数改善の推移

単位：人

区分	定数改善 (加配) ①	合理化等による増減			加配定数(純増減) ①+②	定数改善(純増減) ①+③	(自然減)
		基礎定数	加配定数②	計 ③			
26年度	703	▲313	▲400	▲713	303	▲10	(▲3,800)
27年度	900	▲600	▲400	▲1,000	500	▲100	(▲3,000)
28年度	525	▲900	0	▲900	525	▲375	(▲3,100)
29年度	395	473	0	473	395	868	(▲4,150)
30年度	1,210	385	0	385	1,210	1,595	(▲4,456)

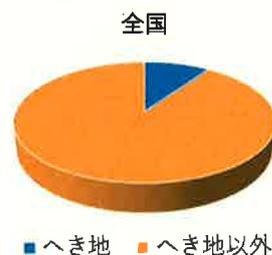
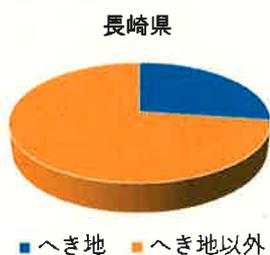
## ○教育課題への対応のための基礎定数化

<平成30年度>	
①障害に応じた特別の指導(通級による指導)の充実	+505人
②外国人児童生徒等教育の充実	+58人
③初任者研修体制の充実	+63人
④基礎定数化に伴う自然減等	▲241人
①～④の計	+385人

## ○へき地学校数の割合(平成29年度)

### 【小中学校数】

	全体	へき地	へき地以外	へき地割合
長崎県	510	140	370	27%
全国	107,432	10,308	97,124	10%



### 【提案・要望実現の効果】

#### (項目1)

新たな教職員定数改善計画に基づく定数改善により、正規職員を計画的に採用・配置し、複雑・多様化した教育課題に対して長期的・安定的に取り組むとともに、教職員の長時間勤務の改善を図ることができる。

#### (項目2)

憲法上の要請に基づく「教育の機会均等・教育水準の維持向上」が確保される。

## 73 教職員の人事権に係る現行制度の堅持について

【文部科学省】

### 【提案・要望】

離島やへき地の多い本県では、全県的な教職員の採用及び広域的な人事異動により、教育の機会均等と教育水準の維持向上を図っているため、現行制度を堅持すること

### 【本県の現状・課題等】

地域間の競争が激しさを増していく中で、子どもたちが変化の激しいグローバル化社会を生き抜くための確かな学力を身につけ、様々な分野で地域を支える人材を育成するために、とりわけ全県的な学力向上の取組を一層推進していく必要性が増している。

離島地域や過疎地域が多い本県では、現行制度下において県教育委員会が昭和52年から全県的な広域交流人事を実施し、全県的にバランスのとれた人事異動を行い、教育の機会均等と教育水準の維持向上を図ってきた。これにより、学力面や教諭の年齢のばらつき等、本土部と離島部の教育格差を生むことなく、県内全ての学校で安定した教育活動が実施できている。

また、現行制度が変更され、市町に人事権が移行された場合、都市志向から教職員の志願者が大規模都市等へ集中し、小規模市町との教育水準の地域格差の発生が懸念される。

#### <人事権移譲についての国の動き>

政令指定都市以外の市町村への人事権移譲については、平成25年12月13日付けの中教審答申「今後の地方教育行政の在り方について」の中で、「県費負担教職員の人事権については、引き続き、小規模市町村を含む一定規模の区域や都道府県において人事交流の調整を行うようにする仕組みを構築することを前提とした上で、小規模市町村等の理解を得て、中核市をはじめとする市町村に移譲することを検討する。」とされている。

また、平成27年1月30日の閣議決定「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」においては、「広域での人事調整の仕組みにも配慮したうえで、中核市等に権限を移譲する方向で検討を行い、小規模市町村を含めた関係者の理解を得て、結論が得られたものから順次実施する。」とされている。

表1 本土部と離島部の教諭の平均年齢比較

＜教諭の平均年齢＞

	小学校（歳）		中学校（歳）	
	国語	算数	国語	数学
本土部	47.1		45.5	
離島部	44.7		42.7	

H29. 3. 31現在の年齢

表2 平成29年度全国学力・学習状況調査（H29. 4. 18実施）における、本土部と離島部の正答率

＜平成29年度 全国学力量習状況調査（A問題）＞

	小学校（％）		中学校（％）	
	国語	算数	国語	数学
本土部	73.4	77.7	76.2	63.7
離島部	74.6	79.4	78.3	63.7

＜平成29年度 全国学力量習状況調査（B問題）＞

	小学校（％）		中学校（％）	
	国語	算数	国語	数学
本土部	56.2	43.3	71.2	47.5
離島部	55.3	41.7	73.3	46.9

**【提案・要望実現の効果】**

現行のとおり、県教育委員会が人事権を有し、県下全域で広域的な交流人事を推進することで教育水準の維持・向上と教育の機会均等が図られる。

現行制度が堅持されることは、本県が目指す人材育成及び学力向上にとって、大きな後ろ盾となる。

## 74 公立学校施設の整備に係る財源の確保について

【文部科学省】

### 【提案・要望】

公立学校の施設整備に係る学校施設環境改善交付金事業について、設置者の整備計画どおりに事業を進めることができるよう、当初予算において十分な財源を確保すること

- (1) 公立学校施設の整備に係る必要な財源を当初予算で確保すること
- (2) 実情に即した補助単価の引上げを図ること

### 【本県の現状・課題等】

#### <学校施設の老朽化>

公立小中学校の施設整備については、耐震対策を最優先に取り組んできた結果、老朽化対策は先送りされ、建築後25年以上経過した建物が全体の8割を占めるなど、学校施設の老朽化への対応が急務となっている。

#### <防災機能の強化>

学校施設は、災害発生時には避難所としての役割も果たす極めて重要な施設であるため、構造体や非構造部材の耐震対策を進め、防災機能を強化していく必要がある。

#### <快適で特色ある教育環境の整備>

少人数学級の導入や特別な支援が必要な児童生徒の増加等による教育内容の多様化、さらに空調設備の設置やトイレ改修など、安全・安心であることに加え、快適で特色ある教育環境の整備が求められている。

#### <国による財源の確保について>

地方公共団体の財政状況は厳しく、施設整備に必要な予算の確保が困難な現状において、老朽化対策や耐震対策、防災機能の強化、空調整備やトイレ改修など教育環境の質的向上等を図るための施設整備を着実に進めるためには、国の財政支援が必要不可欠である。

公立小中学校の施設整備にあたっては、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律のほか、学校施設環境改善交付金交付要綱等により交付対象事業に要する経費を国が算定割合に応じて負担又は交付することとなっているが、当初予算による採択がなされない場合、学校施設の整備計画に著しい支障が生じる。

また、補助単価についても、依然として実勢単価に乖離が生じ、事業を実施する地方公共団体の負担が増大している。

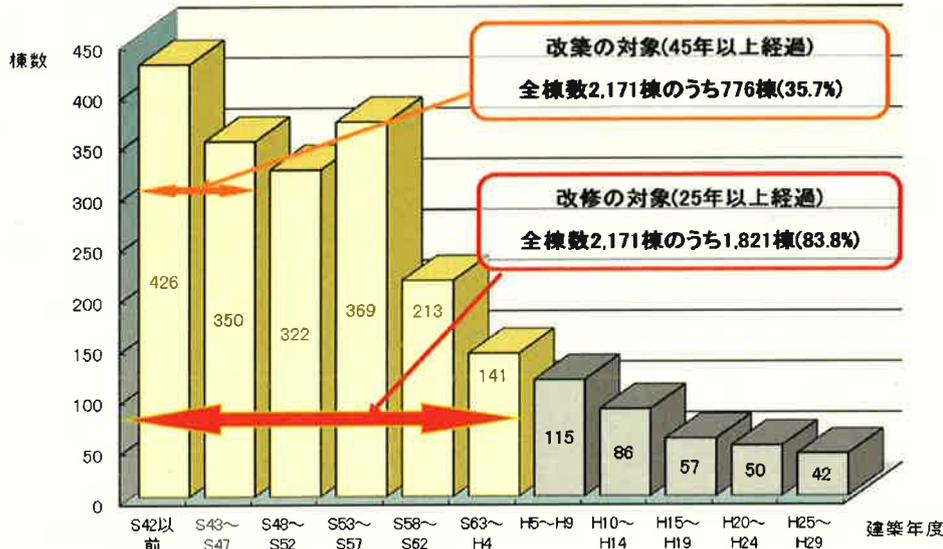
#### (本県の取り組み)

県立学校については、平成24年度末までに全ての学校において構造体の耐震化対策を完了した。

市町立小中学校については、市町教育委員会に対し機会を捉え働きかけを行ってきた結果、構造体の耐震化率は98.3%となっている。(平成28年度末現在)

また、市町教育委員会を対象とした研修会において、施設整備に関する助成制度の周知や、各市町が抱える課題を共有する場を設けるなど、学校施設整備が円滑に進むよう取り組んでいる。

公立小中学校の経年別保有棟数（H29.5.1現在で200㎡以上の校舎・体育館）



事業規模と予算額

(億円)

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
予算額 (A)	2,457	1,097	2,097	1,344
当初予算	(2,049)	(709)	(690)	(682)
前年度補正予算	(408)	(388)	(1,407)	(662)
地方自治体の事業計画額 (B)	3,450	2,089	1,787	2,006
予算額との差 (A) - (B)	△ 993	△ 992	310	△ 662

本県の建築単価の推移

(円/㎡)

校舎 (R造) 改築の実例  
(H28年度実施事業)

(円/㎡)

事業区分	建物区分	構造	H28		H29		H30		校舎 (R造)
			建築単価	前年比	建築単価	前年比	建築単価	前年比	
小中学校 幼稚園	校舎	R・W	162,800	+8,500	165,900	+3,100	171,400	+5,500	補助単価 (A)
									実施単価 (B)
									差額 (A) - (B)

【提案・要望実現の効果】

(項目1)

学校施設の整備に必要な財源を当初予算で確保することにより、老朽化対策や耐震化事業、防災機能強化事業のほか、多様な学習内容・学習形態に対応した大規模改造事業など、教育環境の改善を図る各種事業について、設置者の整備計画どおりに取り組むことができるとともに、将来を担う子どもたちへの安全・安心で快適な教育環境の提供や災害時における避難所としての利用が可能となる。

(項目2)

補助単価を上げることで、事業を実施する地方公共団体の財政負担の軽減が図られる。

# 75 「学校における働き方改革」の実現に向けた環境整備について

【文部科学省】

## 【提案・要望】

平成29年12月中央教育審議会の「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策（中間まとめ）」で示された取り組むべき具体的方策を着実に実施し、教職員が疲労や心理的負担を過度に蓄積して心身の健康を損なうことのないよう、長時間勤務の是正に向けた環境整備を支援すること

- (1) 都道府県単位での統合型校務支援システムの導入推進に係る事業を拡充すること
- (2) スクールサポートスタッフや部活動指導員の配置に係る補助制度を拡充するとともに、継続的な財政支援を行うこと

## 【本県の現状・課題等】

本県では、全県的な広域交流人事を行っており、県単位での統合型校務支援システムの導入は、システムの共通化による業務縮減や共同調達による費用的なメリットがある一方で、各市町においては学校数や財政力など条件に違いがあり、短期間での一斉導入は難しい状況である。国の実証研究事業で予定されている1年度間の事業期間では、十分な実証・研究を行い、さらに、より広域に導入推進を図ることは難しいため、事業期間を延長するなど事業の拡充をお願いしたい。

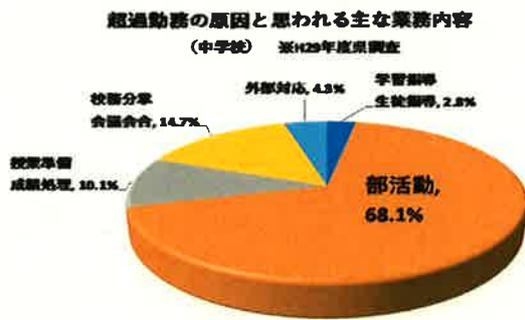
また、スクールサポートスタッフの配置支援（国1/3）や中学校における部活動指導員の配置支援（国1/3）に係る補助事業が、平成30年度から拡充されたが、都道府県や市町村の費用負担が必要であることから、本県の厳しい財政状況では、十分な予算措置が難しい。より一層の配置を推進するため、国の補助制度の拡充と継続的な財政支援をお願いしたい。

（勤務の長時間化の主な要因）

- 書類作成等の対応策が不十分
- 授業や部活動に従事する時間が増加
- 教師の持ち時間時数を減らすとの観点での、教職員定数の改善が不十分 など

<文部科学省 教員勤務実態調査集計結果（平成28年度）>





主な  
要因  
対策

⇒部活動の指導に係る教職員の負担が大きいため、専門スタッフ等の支援が必要

⇒スクールサポートスタッフによる支援やICT等の業務効率化に向けた環境整備が必要

### < 国の対策事業 >

○統合型校務支援システム導入実証研究事業  
教員の業務負担軽減及びそれを通じた教育の質の向上を図る観点から、学校における校務の情報化を効率的に進めるため、都道府県単位での「都道府県校務支援システム」の共同調達・運用の促進に係る実証。  
(実施主体) 都道府県 (※4地域程度)  
(負担割合) 国10/10  
(※ただし、1年度間限り)

○スクールサポートスタッフ配置事業補助  
教員の負担軽減を図るため、学習プリント等の印刷などを教員に代わって行うサポートスタッフの配置を支援。  
(実施主体) 都道府県・指定都市  
(負担割合) 国1/3、都道府県・指定都市2/3

○中学校における部活動指導員配置事業補助  
部活動の適正化を進めている教育委員会を対象に部活動指導員の配置を支援。  
(実施主体) 学校設置者 (主に市町村)  
(負担割合) 国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

### < 課題・要望 >

本県においても、「統合型校務支援システム (長崎県推奨システム)」を構築し、広域的に導入を進める計画である。国の実証研究事業においては、長時間勤務の是正に向けて、校務の効率化における十分な実証・研究を行い、より広域に統合型校務支援システムの導入を推進するため、少なくとも3年間の事業期間が必要である。

スクールサポートスタッフや部活動指導員の配置は、国が提言する「チーム学校」の実現に向けての重要な取組であるが、継続的に多大な費用が必要となる。より一層の配置を推進するため、国による補助率の1/2への引き上げや地財措置等による財政支援の拡充が必要である。

### 【提案・要望実現の効果】

#### (項目1)

○広域的に統合型校務支援システムが導入されることにより、校務の効率化や情報セキュリティの向上が図られることで、教職員の負担が軽減されるとともに、スクールサポートスタッフの支援により、教職員の業務が削減され、子どもたちと向き合う時間が増加する。

#### (項目2)

○部活動指導員の配置が推進されることにより、超過勤務の主たる要因である部活動指導業務が緩和されるとともに、専門的指導者が指導することで、部活動指導に不安を抱える教職員の負担軽減が図られる。

## 76 スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの 国庫補助制度の充実並びに早期の教職員定数化について

【文部科学省】

### 【提案・要望】

深刻化・複雑化している児童生徒の問題・諸課題に対応するため、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの国庫補助制度を充実させつつ、早急に定数化を行うこと

- (1) 現行制度に係る補助率を従来の1/2に戻すとともに、早急に、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを教職員定数として算定し、全ての校種において国庫負担の対象とすること
- (2) 教職員定数化する際には、地域の実情等に合わせた弾力的な人員の配置等ができるようにすること

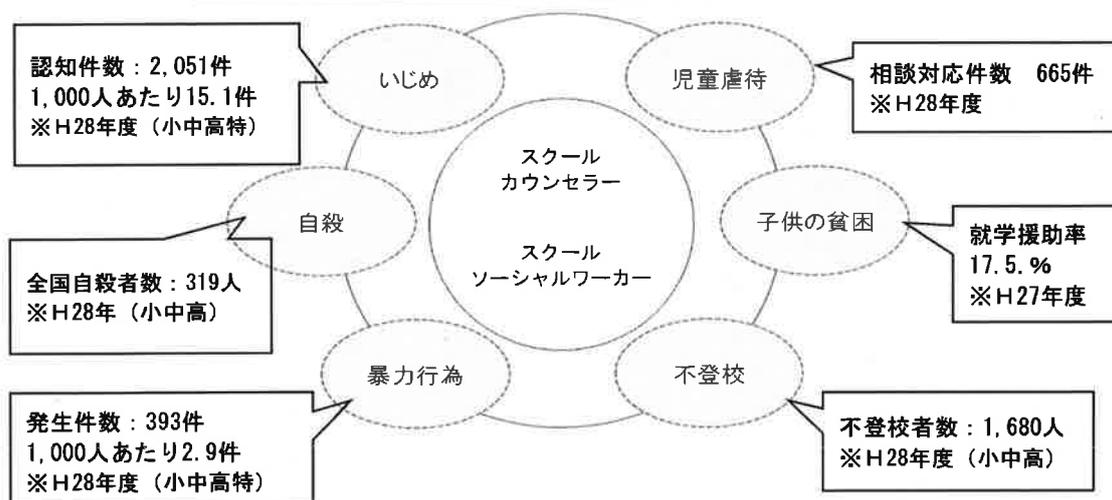
### 【本県の現状・課題等】

本県では、学校における教育相談体制の充実を図るため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置拡充を行ってきたものの、国庫補助率が引き下げられたことに加えて、国庫補助金の必要額が措置されない状況もあった。

そこで、配置方法の工夫により、配置校数は増加しているが、希望する学校や市町はそれ以上に増加しており、またスクールカウンセラーの高等学校への配置は、配置校総数の10%程度という制限もあることから、希望があっても配置できない学校等がある。さらに、報酬単価の減額等に起因する労働条件の低下から優秀な人材が他の機関（病院等）や他県へ流出しており、人材確保が困難になっている。

平成29年4月に学校教育法施行規則の一部改正により、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの職務内容が明記され、チーム学校の一員としてさらなる活用を図ることが求められている。平成27年の中央教育審議会において答申されたとおり、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの教職員定数化の措置についても、早急に行うべきであると考えている。

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを取り巻く環境



## 【現状】

### 1 予算について

#### 【平成30年度】

##### (1) スクールカウンセラー等活用事業（1/3補助）

交付決定額 71,315,000円（当初計画どおりの額で交付決定）

※平成29年度は当初計画の100%（70,917,000円）で交付決定

※平成28年度は当初計画の100%（70,189,000円）で交付決定

##### (2) スクールソーシャルワーカー活用事業（1/3補助）

交付決定額 19,722,000円（当初計画どおりの額で交付決定）

※平成29年度は当初計画の98%（19,719,000円）で交付決定

※平成28年度は当初計画の100%（18,943,000円）で交付決定

### 2 報酬単価について（平成30年度）

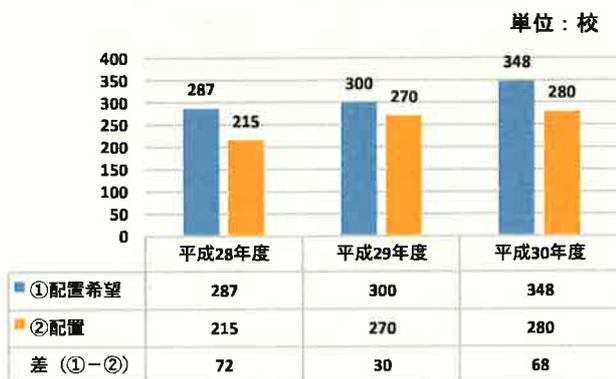
OSC 1時間 5,000円（H20年度まで5,500円）

○準SC 1時間 3,000円（H20年度まで3,500円）

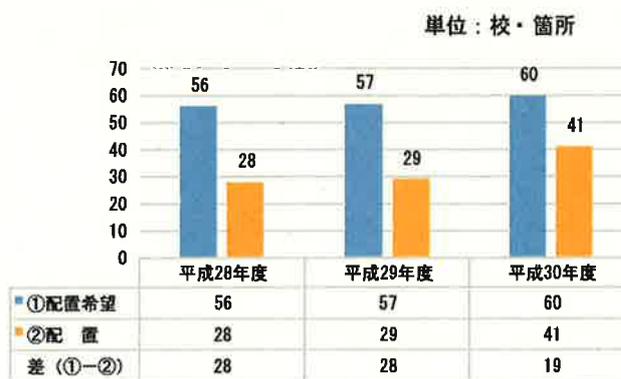
OSSW 1時間 3,000円（H23年度まで3,500円）

### 3 配置状況について

#### スクールカウンセラー配置状況



#### スクールソーシャルワーカー配置状況



### 【提案・要望実現の効果】

#### (項目1)

国の補助率が1/2に戻ることで配置拡充が更に進み、児童生徒等の不安や悩みの軽減、いじめ・暴力行為などの問題行動や不登校などの諸課題の解消のために、迅速かつ継続して取り組むことができる。

#### (項目2)

教職員定数化された場合、人員の配置等を弾力的に、本県独自に行うことができるようになれば、県内の様々な地域の実情に応じたスクールカウンセラー等の効果的活用が図れる。

## 77 特別支援教育の充実に必要な財源の措置について

【総務省、文部科学省】

### 【提案・要望】

- 1 インクルーシブ教育システムの構築に向けて特別支援教育の充実を図るため、「特別支援教育支援員」及び「看護師」を定数化し、必要な財源措置を行うこと
  - (1) 幼稚園、小学校、中学校、高等学校における、発達障害を含む様々な障害のある幼児児童生徒に対する学校生活上の介助や学習活動上の支援のための「特別支援教育支援員」の配置
  - (2) 特別支援学校における、障害の重度・重複化により医療的ケアが必要な児童生徒の安全・安心な学校生活の確保のための「看護師」の配置
- 2 障害のある幼児児童生徒の通学環境改善のため、特別支援学校のスクールバスに係る経費について、地方財政措置の拡充を図ること

### 【本県の現状・課題等】

近年、本県においては、児童生徒数が減少する中、特別支援学校や特別支援学級等で学ぶ児童生徒や発達障害等の特別な配慮が必要な児童生徒が年々増加しており、一人一人の障害に応じた適切な指導・支援や合理的配慮の提供を行うために、必要な職員の配置を促進することが喫緊の課題となっている。

しかし、県市町の厳しい財政状況から、児童生徒のニーズに応じた十分な配置が進んでいないとは言い難い状況である。

また、特別支援学校においては、児童生徒の障害が重度・重複化の傾向にある中、自宅から通学させたいという保護者の意向が強いことや、保護者の送迎にかかる負担も大きいことから、スクールバスの運行を充実し通学環境を整備していく必要がある。

現在、本県では、県所有のバス1台とバス事業者所有のバス17台を特別支援学校のスクールバスとして運行委託しているが、貸切バス運賃の料金制度の移行もあり、運行に要する経費は大きな財政負担となっている。

#### (本県の取組)

平成24年度から県立高等学校に特別支援教育支援員を配置し、教職員と連携して特別な教育的支援が必要な生徒の支援を行っている。

また、平成16年度から県立特別支援学校に看護師を配置し、医療的ケアの必要な児童生徒の安全・安心な学校生活の確保に努めているところである。

さらに、県内に23校（分教室等を含む）ある特別支援学校のうち、8校にスクールバスを運行し、幼児児童生徒の通学環境の整備を図るとともに、保護者の負担軽減に努めている。

○特別支援教育支援員配置状況

【市町立幼・小・中学校、県立高等学校】

区分	配置校（園）数					配置人数				
	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	計	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	計
H25	26	277	97	3	403	36	348	119	3	506
H26	22	272	112	3	409	35	360	138	3	536
H27	22	268	117	5	412	39	369	144	5	557
H28	21	272	113	5	411	44	406	142	5	597
H29	19	269	115	5	408	38	426	147	5	616

○特別支援学校における看護師の配置状況

区 分	H25	H26	H27	H28	H29
看護師配置人数	12	13	13	13	13
医療的ケアを受けている児童生徒数	74	79	99	98	107
医療的ケア行為別の児童生徒数（延べ人数）	192	185	257	247	311

○スクールバスの運行状況

年 度		H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9
学校数(分教室等含む)		24 校	24 校	22 校	23 校	23 校
ス ク ー ル バ ス	運行校数	8 校	8 校	8 校	8 校	8 校
	運行台数 (A)	17 台	17 台	17 台	18 台	18 台
	利用者数	463 人	468 人	483 人	487 人	463 人
	運行経費 (B)	124,565 千円	130,692 千円	151,673 千円	147,629 千円	143,759 千円
	1台あたり (B)/(A)	7,328 千円	7,688 千円	8,922 千円	8,202 千円	7,987 千円

※運行経費は当初契約額の総額

【提案・要望実現の効果】

(項目1) (項目2)

「特別支援教育支援員」や「看護師」が定数化されることで、配置が促進され、離島やへき地の学校も含めて県内どこに住んでいても、障害のある児童生徒に必要となる手厚くきめ細やかな特別支援教育が受けられるようになる。

(項目3)

通学手段の確保により、障害のある児童生徒の通学環境が改善され、特別支援学校の専門的な教育を受ける機会の充実が図られる。

## 78 重要文化財「対馬宗家関係資料」の保存と活用について

【文部科学省】

### 【提案・要望】

ユネスコ「世界の記憶」に登録されている「朝鮮通信使に関する記録」や日本遺産「国境の島 壱岐・対馬・五島～古代からの架け橋～」を構成する資料である重要文化財「対馬宗家関係資料」は近世日韓交流史を記録した我が国唯一の資料群であり、その保存と活用を通して、交流人口の拡大や地域の活性化に寄与することが期待されることから、以下について、財政的・技術的支援を充実すること

- (1) 重要文化財「対馬宗家関係資料」の修復を促進するため、国の補助金の嵩上げ等の財政的支援を充実すること
- (2) 現在、県と対馬市が整備を進めている新博物館における重要文化財の展示・収蔵環境や資料修復のあり方について技術的支援を行うこと

### 【本県の現状・課題等】

「対馬宗家関係資料」は、日記類、絵図類、典籍類、印章、衣裳等多岐にわたる種別で、かつ膨大な資料で構成され、そのうち約5万2千点の資料が重要文化財に指定されている。

しかしながら、虫喰い等による資料の損傷が著しいものが多数散見されるため、平成27年度から国の補助事業により修復を行っているが、本県の厳しい財政状況では修復が進まない現状にある。

修復が遅れるほど資料の劣化も進み、修復経費がさらに嵩むことが見込まれ、修復を促進するためには、国の補助率の嵩上げ等の財政的支援が必要である。

また、資料の適切な保存・活用を図るためには、現在、県・市が整備を進めている新博物館の適切な展示・収蔵環境の整備や資料修復のあり方についての学術的・専門的な助言等が重要であり、国の技術的支援が必要である。

(本県の取組)

#### ○「対馬宗家関係資料」修復の特異性

「対馬宗家関係資料」は、資料の損傷度に応じて、専門業者委託による修復と、職員によるメンテナンス作業（簡易補修）を行っている。

#### ○新博物館の建設計画

対馬市に建設中の新博物館において、展示テーマとして「韓国との交流の歴史」を挙げており、「対馬宗家関係資料」は、対馬独自の歴史資料であることから、展示の主要資料とする予定である。

#### ○ユネスコ「世界の記憶」と日本遺産の活用

平成27年度に「国境の島～壱岐・対馬・五島～古代からの架け橋～」が日本遺産に認定されるとともに、平成29年度には「朝鮮通信使に関する記憶」がユネスコ「世界の記憶」に登録され、「対馬宗家関係資料」はいずれの構成資料にも含まれていることから、今後、公開活用による交流人口の拡大や地域の活性化につなげる取組を推進する。



◆修復が必要な「対馬宗家関係資料」

(イメージ図)



◆新博物館での活用



◆「朝鮮通信使絵巻」

**【提案・要望実現の効果】**

朝鮮との外交・貿易を担ってきた対馬藩の藩政記録である「対馬宗家関係資料」は、近世日韓交流史を記録した我が国唯一の貴重かつ膨大な量の資料群であることから、日韓の研究者等の注目を集めている。

調査・研究が進むことにより、日韓交流の歴史的事実の新たな発見等も期待されるとともに日韓共同の調査・研究を通して、日韓のさらなる友好交流にも寄与することができる。

また、資料の展示・収蔵機能を強化し、適切な保存・活用を図ることにより、調査・研究が促進されるとともに、交流人口の拡大や地域の活性化につながる。

## 79 県民の安全・安心を確保するための地方警察官増員について

【警察庁】

### 【提案・要望】

下記の各種課題に的確に対処するため、本県警察官の増員について特段の配慮をすること

- 1 多くの国境離島を有する本県の水際対策の強化
- 2 特定複合観光施設（IR）導入に伴う諸課題
- 3 社会の複雑・多様化の進展に伴う諸課題

### 【本県の現状・課題等】

1 朝鮮半島を巡る情勢が緊張の度合いを高める中、朝鮮半島や中国大陸と一衣帯水の関係にあり、多くの国境離島を有する本県においては、海上保安庁等の関係機関と連携しながら、水際対策を更に強化していく必要がある。

2 観光を基幹産業へと成長させるため、観光立国の実現を目指す我が国にとって、「安全・安心を実感できる治安を維持すること」は外国人観光客を誘致する上で極めて重要である。

本県は、「世界が認める観光県ながさき」の実現や産業のすそ野が広いIR導入を目指しており、交流人口の拡大に伴う諸課題やカジノが導入された場合の社会的リスクに的確に対応する必要がある。

（諸課題）

- 遺失物の取扱件数、110番通報、交通事故等の増加
- カジノ（IRの機能の1つ）導入に伴う治安対策の強化

3 最近の治安情勢は、刑法犯認知件数が減少傾向にあるものの、ストーカー・DV事案が高止まり傾向にあり、特殊詐欺が増加して手口も巧妙化するとともに、サイバー犯罪等に関する相談件数が過去最高となっており、依然として厳しい情勢にある。

### ＜警察力の強化の必要性＞

これらの情勢を踏まえ、徹底した合理化・再配置の取組を行ってもなお既存の人員で対処し難い緊急の課題に的確に対処するため、地方警察官の増員により警察活動体制の更なる充実を図るなど警察力の強化が喫緊の課題である。

## 地方警察官の増員により、警察力を強化

現状

○ 各種犯罪・事故の増加 ○ 厳しい治安情勢

IR設置前後のシンガポールにおける犯罪認知率(人口10万人当たり)の推移の状況



日本沿岸への木造船の漂流・漂着の状況



ストーカー・DV・特殊詐欺被害・サイバー相談の状況



効果

○ 各種犯罪・事故の減少 ○ 治安情勢の着実な改善

安全で安心して暮らし、滞在できる社会の実現

### 【提案・要望実現の効果】

#### (項目1)

国際テロ容疑者の潜入や不法入国等の違法行為を未然に防止するための沿岸警戒や海空港における警戒などの水際対策について、更なる徹底・強化を図り、安全・安心を実感できる治安を維持することで、本県の外国人観光客の誘致強化に向けた取組を更に進め、2020年に訪日外国人旅行者数を4000万人とする国が掲げる目標達成に寄与することができる。

#### (項目2)

自治体、IR事業者等と相互に緊密な連携を図り、組織犯罪対策、暴力団等反社会的勢力対策、犯罪抑止対策、地域風俗環境対策、青少年対策、交通対策等を強力に推進していくことで、IR導入推進に伴う諸課題に的確に対応することができるのと同時に、カジノが導入された場合の社会的リスクが軽減され、IRへの県民の理解が進む。

#### (項目3)

犯罪や交通事故が少なく、全ての人々が安全で安心して暮らし、滞在することができる社会の実現に向けて、各種犯罪及び事故の被害防止活動、各種犯罪の検挙活動等を推進するとともに、関係機関・団体、事業者及び地域住民との連携・協働を強化し、官民一体となった取組を強力に推進していくことができる。